

米子市下水処理施設包括的維持管理業務委託基本協定書（案）

米子市下水処理施設包括的維持管理業務委託（以下、「本委託」という。）に関して、米子市上下水道局（以下「甲」という。）と選定事業者である〇〇〇〇（代表構成員）、〇〇〇〇（構成員）及び〇〇〇〇（構成員）（これら企業を総称して「乙」という。）との間で、以下のとおり、基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、本委託に関し、乙が優先交渉者として決定されたことを確認し、本委託に係る業務委託契約の締結に向けた乙の責務を定めるとともに、業務委託契約の期間における乙の義務を明確化して、各当事者によるその義務の履行を確実にし、甲及び乙が相互に協力し、本委託を円滑に実施するために必要な基本事項を定めることを目的とする。

2 本協定の履行に関して、甲と乙間で用いる用語は、日本語とする。

（公共性の趣旨の尊重等）

第2条 乙は、本委託が公共性を有することを十分理解し、本委託の実施に当たっては、その趣旨を尊重するものとする。

2 甲は、本委託が民間企業によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（定義）

第3条 本協定において使用する用語の意義は、実施要領等にて別途定義されている用語を除き、以下のとおりとする。

（1）「業務委託契約」とは、甲と乙が第6条に基づき設立する株式会社との間で締結される「米子市下水処理施設包括的維持管理業務委託契約書」をいう。

（2）「実施要領等」とは、甲が本委託の公募型プロポーザル手続において公表したもの一切をいう。

（3）「要求水準書」とは、本委託における業務の実施において、業務委託契約の受託者が達成しなければならない甲が要求する水準を示す書類をいい、その内容の詳細は甲が令和7年7月10日に公表した実施要領等のうち要求水準書（これに係る質問回答書及び上記公表後の変更を含む。）によるものとする。なお、乙が提出した提案書に基づいて、本協定書締結以降業務委託契約締結時までに要求水準書が変更された場合、又は業務委託契約に基づき要求水準書が変更された場合は、それらの変更を含むものとする。

（4）「提案書」とは、乙が本委託の公募型プロポーザル手続において、甲に提出した企画提案書及び当該資料を詳細に説明する目的で、乙が作成して甲に提出した補足資料その他一切の説明、補足文書並びに乙が実施要領等の規定に従い甲に対して提出した本委託に関する提案をいう。

(契約期間)

第4条 業務委託契約で定める本委託の業務期間（以下「業務期間」という。）は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。ただし、業務委託契約締結日から令和8年3月31日までは業務準備期間とする。

(本業務の概要)

第5条 業務委託契約で定める本委託に係る業務（以下、「本業務」という。）の概要は、以下に定めるとおりとする。なお、詳細については要求水準書及び提案書によるものとする。

- (1) 統括管理業務
- (2) 保全管理業務
- (3) 運転管理業務

2 本業務の対価は、業務委託契約の規定に基づき、支払われるものとする。

(株式会社の設立)

第6条 乙は、次項以下に定めるところに従い、本協定の締結後、業務委託契約締結までに、本業務の遂行等を事業の目的とする会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社を鳥取県米子市を本店所在地として乙の費用により設立するものとする（以下、乙が本条に基づき設立する株式会社を「株式会社」という。）。

- 2 乙は、株式会社の設立にあたり、提案書に基づき、原始定款、当初資本金、設立時の株式の発行数、設立当時の組織（機関設計、代表者及び役員、株主構成を含むが、それらに限らない。）について、甲の事前の承諾を得なければならない。
- 3 乙は、株式会社設立後、その商業登記簿謄本（現在事項全部証明書）、その時点で効力を有する株主名簿の原本証明付写し及び定款の原本証明付写しを甲に提出し、前項により甲の事前の承諾を得た事項につき変更がないことの確認を受けるとともに、株式会社をして本協定を遵守する旨の誓約書を差し入れさせるものとする。
- 4 乙は、第6項に定める出資比率により株式会社に出資して株式会社の株式を引き受け、その株主とならなければならない。
- 5 乙は、事前に甲の承諾を得ること及び本協定を遵守する旨の誓約書を甲に差し入れさせることを条件として、株式会社設立時に乙及び株式会社以外の事業者による株式会社への出資を認めることができるものとする（以下、乙及び乙以外の株式会社に出資する事業者を合わせて「当初出資者」という。）。
- 6 株式会社への出資比率（株式会社の株式の保有割合をいう。以下同じ。）は、いずれの当初出資者においても、自ら並びにその子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定めるものをいう。）、親会社（同項に定めるものをいう。）及び兄弟会社（当該当初出資者と同一の親会社を有する他の会社をいう。）と併せて50パーセントを超えてはならないものとし、かつ、乙の出資比率は併せて50パーセントを超えるようにしなければならない。
- 7 株式会社への出資比率は、〇〇〇〇（代表構成員）が当初出資者のなかで最も大きい割合となるようにしなければならない。
- 8 当初出資者は、株式会社設立時より本委託の終了に至るまで、当初出資者以外の第三者に対し、

その保有する株式会社の株式を譲渡してはならず、また、株式会社による新株もしくは新株予約権の発行その他の方法による株式会社への当初出資者以外の第三者による資本参加は認めないものとする。

- 9 株式会社の株式は、その発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の譲渡制限を設けた普通株式の1種類のみとし、乙は、株式会社の定款にその旨を規定し、これを甲の事前の書面による承諾なくして削除又は変更しないものとする。
- 10 乙は、株式会社の本店所在地が変更される場合、株式会社をして、甲に対し、事前に書面で通知させるものとする。ただし、業務委託契約の契約期間中は、株式会社の本店所在地を鳥取県米子市外に移転させないものとする。
- 11 乙は、株式会社をして、本協定書に定められた株式会社の義務を履行させるものとし、また、甲の事前の承諾なくして、株式会社に本委託に関連しない業務を行わせないものとする。
- 12 甲は、乙に対し、本委託の実施のために必要と認めるときには、株式会社の株主総会議事録、取締役会議事録、計算書類及び附属明細書その他必要な書類又は情報の提供を求めることができる。

(業務委託契約の締結)

第7条 甲と株式会社は、令和7年12月を目途として、業務委託契約を締結する。

(権利義務の譲渡の禁止)

第8条 甲及び乙は、相手方の事前の承諾なく、本協定上の権利義務につき、第三者への譲渡又は担保権の設定をしてはならない。

(業務委託契約上の権利義務の譲渡の禁止)

第9条 甲及び株式会社は、相手方の事前の承諾なく、業務委託契約上の権利義務につき、第三者への譲渡又は担保権の設定をしてはならない。

(債務不履行等)

第10条 甲及び乙は、故意又は過失により本協定上の義務を履行しないことにより、相手方に損害を与えた場合、その損害を合理的な範囲内で賠償しなければならない。

(秘密保持義務)

第11条 甲及び乙は、本協定に関連して相手方から秘密情報として知り得た情報を責任をもって管理し、本協定の履行以外の目的で係る情報を使用してはならず、本協定に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する情報については、適応しない。

- (1) 開示を受けた際、既に公知である情報
- (2) 開示を受けた際、既に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 開示を受けた後、甲又は乙のいずれの責めによらずに公知となった情報
- (4) 甲及び乙が、本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第1項の規定にかかわらず、甲及び乙は、次の各号に掲げる場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、係る事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、及び国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令等（米子市情報公開条例（平成17年3月31日条例第22号。その後の改正を含む。）を含む。）に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 甲又は乙と守秘義務契約を締結したアドバイザーに開示する場合

（準拠法及び管轄裁判所）

第12条 本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する裁判は、鳥取地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（協議）

第13条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に関して疑義を生じた事項は、甲及び乙が誠実に協議をして定める。

この協定の締結を証するため、本書〇通を作成し、各構成員がそれぞれ記名捺印の上、各自その1通を保有する。

令和7年〇〇月〇〇日

甲 鳥取県米子市車尾南二丁目8番1号
米子市上下水道事業管理者
上下水道局長 下関浩次

乙 代表構成員

構成員

構成員